

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
雇用調整助成金の特例措置に関するQ & A

(令和2年3月13日版)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

このQ & Aには、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参考にしてください。

なお、具体的な取扱いやご相談は、[お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

目次

第 I 全国の事業所の方が利用できる特例措置

- 問 1 そもそも雇用調整助成金とはどのようなものでしょうか。
- 問 2 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。
- 問 3 2月28日の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について教えてください。
- 問 4 計画届の事後提出について内容を教えてください。
- 問 5 生産指標の要件緩和について教えてください。
- 問 6 事業所設置後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
- 問 7 雇用量要件の緩和について教えてください。
- 問 8 助成対象者の拡大について教えてください(雇用したばかりの人も対象にできるのですか)。
- 問 9 クーリングの撤廃について教えてください(以前受給したことがあるのですが、再度受給可能でしょうか)。
- 問 10 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。
- 問 11 特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
- 問 12 雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
- 問 13 雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはいけないのでしょうか。
- 問 14 「生産指標」の提出について教えてください。
- 問 15 「事業所設置後1年未満」の「事業所設置」について教えてください。
- 問 16 どのような事業所・労働者が雇用調整助成金の助成対象になりますか。
- 問 17 特例の要件に該当しないと雇用調整助成金を受給できないのですか。
- 問 18 雇用調整助成金について、手続をしてから助成金が出るまでの流れを教えてください。

第Ⅱ 緊急特定地域に所在の方が利用できる特例措置

(令和2年3月10日時点)

厚生労働大臣が指定する地域：北海道

厚生労働大臣が指定する期間：令和2年2月28日から令和2年4月2日

問1 雇用調整助成金について、特定地域だけに適用される特例の内容を教えてください。

問2 緊急特定地域は、どのような手続きで指定されるのでしょうか。また指定に当たって要件はあるのでしょうか。

問3 具体的な地域はどこでしょうか。また今後、地域が指定される見込みがあるのでしょうか。

問4 緊急特定地域特別雇用安定助成金とはどのようなものなのでしょうか。

問5 20時間未満の労働者（雇用保険被保険者でない方）の休業も対象にするとはどういうことでしょうか。

問6 雇用保険被保険者とは、どのような者を指すのでしょうか。

問7 いつまでの休業が支給期間になるのですか。

問8 支給対象となる事業主について教えてください。

問9 具体的にどのような手続きが必要なのですか。

問10 農業等個人事業所確認書とは、どのように取得するのでしょうか。

問11 雇用調整助成金の特例措置との相違点は何ですか。

問12 支給期間が経過した場合はどうなるのでしょうか。

第1 全国の事業所の方が利用できる特例措置

問1	そもそも雇用調整助成金とはどのようなものでしょうか。
答1	<p>○ 景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p>
問2	今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。 また、どのような特例があるのでしょうか。
答2	<p>○ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じています。</p> <p>○ また、新型コロナウイルス感染症による影響が広範囲にわたり、長期化することが懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を設けました。このことにより、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主が、この助成金を受給できるようにしています。</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例は以下のとおり実施しています。</u></p> <p>① <u>令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出を可能とします。</u> 詳細は、<u>問4</u>を参照してください</p> <p>② <u>生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</u> 詳細は、<u>問5</u>を参照してください</p> <p>③ <u>令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>問6</u>を参照してください</p> <p>④ <u>最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>問7</u>を参照してください</p> <p>⑤ <u>雇用したばかりの方も助成対象とします。</u> 詳細は、<u>問8</u>を参照してください</p> <p>⑥ <u>過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。</u> 詳細は、<u>問9</u>を参照してください</p>

問3	2月28日の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について教えてください。
答3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回特例措置の対象を「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大しました。 ○ 今回の拡大により、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業の事業主の方や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

問4	計画届の事後提出について内容を教えてください。
答4	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>令和2年1月24日以降に開始した休業等について、令和2年5月31日までは事後の計画届提出が可能です。</u> ○ 通常は、助成対象となる休業等を行うに当たり、<u>事前に休業等の計画届を労働局又はハローワークに提出する必要があります。</u> ○ 今回の特例措置では、令和2年1月24日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和2年5月31日までに提出いただければ、休業前に提出があったものとして取り扱うこととします。

問5	生産指標の要件緩和について教えてください。
答5	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>生産指標（※）の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</u> （※）生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。 ○ 通常は、生産指標の減少（10%以上の低下）を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。 ○ 今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたものとして取り扱うこととします。 ○ また、生産指標は、原則として、初回の休業等計画届を提出する月の前月の対前年比で確認しますが、事業所設置後1年未満のため、前年に比較できる月が無い場合は、令和元年12月と比較して確認します。

問6	事業所設置後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
答6	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。</u> ○ 通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、事業所設置後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。 ○ 今回の特例措置では、令和2年1月24日時点で、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。その際、生産指標は、初回の休業等計画届を提出する月の前月と、令和元年12月との1か月分の指標で比較します。（※12月の生産指標は必要となります） ○ なお、届け出のあった日ではなく、実際の設置日で考えます。

問7	雇用量要件の緩和について教えてください。
答7	<p>○ <u>最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u></p> <p>○ 通常は、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度（※）増加している場合は、助成対象とはなりません。</p> <p>（※）具体的な要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年同期と比べ5%以上を超えかつ6名以上増加している場合 ・ 中小企業事業主の場合は、10%を超えかつ4名以上増加している場合 <p>○ 今回の特例では、その要件を撤廃し、最近3か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象とします。</p>

問8	助成対象者の拡大について教えてください（雇用したばかりの人も対象にできるのですか）。
答8	<p><u>助成金の対象となる労働者を拡大します。</u></p> <p>通常は、新規採用者など雇用保険の被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者を休業等させた分については、助成の対象とはなりません。</p> <p>しかし、今回の特例では、このような6か月未満の労働者を休業等させた分についても助成対象とします。</p>

問9	クーリングの撤廃について教えてください（以前受給したことがあるのですが、再度受給可能でしょうか）。
答9	<p><u>過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。</u></p> <p>通常は、過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない場合は助成対象となりません。</p> <p>しかし、今回の特例では、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない事業主も助成対象とします。</p>

問10	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。
答10	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う以下のような経営環境の悪化については、経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は、助成対象としています。</p> <p>○ 今般の特例措置において、「経済上の理由」について、明確化及び再整理を行いました。（経済上の理由例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した。 ・ 市民活動が自粛されたことにより、客数が減った。 ・ 風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った。 <p>個別のお問い合わせにつきましては、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハロ</p>

[ハローワーク](#)）にご相談ください。

問 11	特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
答 11	<p>○ 生産指標、1年未満事業主、雇用量要件の特例措置（問5～7）は令和2年1月24日以降の休業等について、初回の届出時に事業主が設定する<u>休業等の初日が令和2年7月23日のものまで適用</u>されます。</p> <p>（注）令和2年7月23日までに届け出ても、初回の休業等の初日が令和2年7月24日以降の休業等の届け出は特例の対象になりませんのでご注意ください。）</p> <p>○ <u>休業等の計画届の事後提出を可能とする特例措置</u>（問4）は、令和2年1月24日以降の休業等について、<u>令和2年5月31日までに届け出られた休業等の計画まで適用</u>されます。</p> <p>○ 詳細は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。</p>

問 12	雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
答 12	<p>○ 雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、<u>所定労働日に従業員である労働者を休ませるもの</u>をいいます。単に事業所が営業を休むことをいうではありません。</p> <p>○ このため、従業員を出勤させ、内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。</p>

問 13	雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはいけないのでしょうか。
答 13	<p>○ 全員でなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。</p> <p>○ 例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、もう半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。</p> <p>○ ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、<u>1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する</u>必要があります。</p>

問 14	「生産指標」（問5参照）の提出について教えてください。
答 14	<p>○ 雇用調整助成金を受給する場合には、生産指標（販売量、売上高等の事業活動）の要件を満たしている必要があります。本特例を利用する場合には、原則、<u>届出の直近の月の生産指標を提出</u>することが必要です。</p> <p>○ 現在、支給要件の緩和については、生産指標（問5）と、雇用量の要件緩和の特例（問7）がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。</p>

問 15	「事業所設置後1年未満」の「事業所設置」とは、いつの時点を指しますか。
答 15	<p>○ この「事業所設置」とは、雇用保険適用事業所として設置の届出をし、届け出た「<u>設置日</u>」をいいます。</p>

問 16	どのような事業所・労働者が雇用調整助成金の助成対象になりますか。
答 16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金は雇用保険料を財源としているため、助成対象は、雇用保険適用事業所、支給対象労働者は、雇用保険被保険者です。 ○ その他、休業等を労使協定に基づき実施すること等の要件がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

問 17	特例の要件に該当しないと雇用調整助成金を受給できないのですか。
答 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が<u>通常の条件（※）</u>を満たせば、特例の有無にかかわらず支給されるものです。 （※） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107.html ○ 今回の特例は<u>その条件を緩和した</u>ものです。

問 18	雇用調整助成金について、手続をしてから助成金が出るまでの流れを教えてください。
答 18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金の対象となる休業等については、事前に労使間で休業等に関する協定を結び、休業等の計画届を所在地管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、それが受理された後、実施します。 ○ 初回の休業等計画届を提出する際に、事業所として雇用調整助成金の対象となるか、労使協定や計画届の内容に問題がないかを都道府県労働局において確認します。確認に時間を要する場合がありますので、<u>初回の休業等計画届は、通常、休業開始2週間前までの提出をお願いしています。</u> ○ 一方、<u>今回の特例では、令和2年1月24日以降に開始した休業等について、令和2年5月31日までは事後の計画届提出が可能です。</u> ○ 休業等を実施する期間（1～3か月分の賃金締切期間で任意）が終わったら、2か月以内に助成金の支給申請をしてください。都道府県労働局において、実際の休業等の状況を確認の上、助成金を支給します。 ○ 詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

第2 緊急特定地域に所在の方が利用できる特例措置（北海道）

問1	雇用調整助成金について、特定地域だけに適用される特例の内容を教えてください。
答1	<p>○地方公共団体の長が、住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道のみ）（緊急特定地域という）では、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれるため、雇用調整助成金の更なる特例を設け、</p> <p>① 助成率の上乗せ（中小企業：2/3→4/5 大企業：1/2→2/3）</p> <p>② 雇用保険の被保険者とならない週20時間未満の非正規雇用の労働者を対象とした支援（緊急特定地域特別雇用安定助成金）</p> <p>詳細は問4を参照してください</p> <p>等の特例措置を実施しています。</p>

問2	緊急特定地域は、どのような手続きで指定されるのでしょうか。また指定に当たって要件はあるのでしょうか。
答2	<p>○都道府県知事、政令指定都市又は中核市の市長が厚生労働大臣に要望を行い、その内容が要件を満たす場合に、厚生労働大臣が告示により指定することとしています。</p> <p>指定に当たっての要件として、</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の患者の数が、他の地域と比べ一定数以上かつ集中的に発生している地域であること、</p> <p>②感染拡大防止のために、指定に係る地域が所在する地方公共団体の長が、一定期間について住民・企業への活動自粛を要請する旨の宣言を発出していることを満たす必要があります。</p>

問3	具体的な地域はどこでしょうか。また今後、地域が指定される見込みがあるのでしょうか。
答3	○現時点(3/10)で緊急特定地域は、北海道が令和2年2月28日から4月2日までの間で指定されています。今後、北海道のような自治体が現れた場合には、同様の取扱をしていくこととしております。

問4	緊急特定地域特別雇用安定助成金とはどのようなものなのでしょうか。
答4	<p>○雇用保険被保険者とならない方（一週間の所定労働時間が20時間未満であるなど、問6の対象とならない方）を対象として、失業の予防その他雇用の安定を図るため、労働者に対しての一時的な休業（教育訓練、出向は除きます。）により労働者の雇用を維持した場合に、休業手当の一部を助成するものです。</p> <p>○ 緊急特定地域に所在する事業所は、指定の期間中において、事業主が労働者に対して支払った休業手当のうち、中小企業であれば4/5、大企業であれば2/3を助成いたします。</p> <p>※対象労働者1人当たり8,330円が上限です。</p>

問5	20時間未満の労働者（雇用保険被保険者でない方）の休業も対象にするとはどういうこと
----	---

	でしょうか。
答 5	○ 雇用保険被保険者でない方は、通常の雇用調整助成金では、支給対象の労働者となりませんが、緊急特定地域に所在する事業所で働く方は、指定の期間中の休業において、支給対象とすることができます

問 6	雇用保険被保険者とは、どのような者を指すのでしょうか。
答 6	○ 以下の要件を満たす者を指します。 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること 一週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

問 7	いつまでの休業が支給対象になるのでしょうか。
答 7	○ 厚生労働大臣が告示により指定した、令和 2 年 2 月 28 日から 4 月 2 日の期間中に行われた休業について一部助成を行います。

問 8	支給対象となる事業主について教えてください。
答 8	1 北海道に所在する事業所の事業主 2 令和 2 年 1 月 23 日以前より事業を開始している事業主 1、2 に該当し、以下のいずれかに該当する事業主 ○ 雇用保険適用事業主 ○ 労働者災害補償保険適用事業主 ○ 北海道農政事務所等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」を申請の際に添付する、雇用保険適用事業主及び労働者災害補償保険適用事業主に該当しない暫定任意適用事業主

問 9	助成金の受給に、具体的にどのような手続きが必要かを教えてください。
答 9	○ 休業を行う前後に休業計画届を提出し、支給申請を行う必要があります。 計画届を事前に提出する場合、事前に労使間で休業等に関する協定を結び、休業等の計画届を所在地管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、それが受理された後、実施します。 休業等を実施する期間が終わったら、2 か月以内に助成金の支給申請をしてください。都道府県労働局において、実際の休業等の状況を確認の上、助成金を支給します。 計画届を事後に提出する場合、休業を実施後、5 月 31 日までに計画届を提出し、更に休業を実施する期間終了後 2 か月以内か、計画届を提出後 2 か月以内に支給申請をしてください。都道府県労働局において、実際の休業等の状況を確認の上、助成金を支給します。 ○ 雇用保険適用事業主及び労働者災害補償保険適用事業主に該当しない労働保険暫定任意

	適用事業所は、上記の手続きを行う前に、北海道農政事務所等において事前に事業実態確認のため、「農業等個人事業所に係る証明書」の取得が必要となります。
--	---

問 10	農業等個人事業所に係る証明書とは、どのように取得するのでしょうか。
答 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が農業等個人事業所に係る証明申請書を農林水産省管轄の事務所（農政事務所、森林管理局等）に提出し、確認を受けることにより取得できます。 ○ 農業等個人事業所に係る証明申請書についての連絡先： <ul style="list-style-type: none"> ・北海道農政事務所 生産経営産業部 担い手育成課 住所：〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 電話番号：011-330-8809 FAX：011-520-3062 ・①北海道森林管理局 林業個人事業所証明書発行受付担当 住所：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番 電話番号：011-622-5213 FAX：011-622-5194 ・②林野庁 林政部 経営課 林業労働対策室 労働力育成班 住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1 電話番号：03-6744-0483 FAX：03-3502-1649 ・水産庁 漁政部 企画課 住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 電話番号：03-6744-2340 FAX：03-3501-5097

問 11	雇用調整助成金との相違点は何ですか。
答 11	○ 対象となる労働者が異なります。雇用調整助成金は雇用保険被保険者の休業が対象となりますが、本助成金は雇用保険被保険者とならない方の休業が対象となります。

問 12	支給期間を徒過した場合はどうなるのでしょうか。
答 12	○ 緊急特定地域特別雇用安定助成金は、支給期間（北海道の場合は 4 月 2 日まで）を徒過した時点より支給されなくなります。具体的には、支給期間徒過後に支払われた休業手当に対しては、当該助成金は支払われないということになります。

○雇用調整助成金の制度概要はこちらです ([制度概要パンフレット](#))

○雇用調整助成金のガイドブックはこちらです ([ガイドブック](#))

○雇用関係助成金共通の要件はこちらです ([共通の要件](#))